

—だれもが安心して過ごせる避難所を目指して—

福祉避難コーナー 設置ガイドライン



平成 25 年 3 月
京都府健康福祉部介護・地域福祉課

■目次

はじめに	・・・・・・・・	1
I 避難所での課題	・・・・・・・・	4
1 ハードウェアに関する課題	・・・・・・・・	4
2 ソフトウェアに関する課題	・・・・・・・・	5
II だれもが安心して過ごせる避難所に向けた取組	・・・・・・・・	7
1 平常時（日頃からできること・しておくこと）	・・・・・・・・	7
2 初動期（災害直後）	・・・・・・・・	19
3 応急対応期（災害より一定期間経過後）	・・・・・・・・	26
III 要配慮者への個別対応	・・・・・・・・	29
1 支援が必要な高齢者	・・・・・・・・	30
2 視覚に障害のある人	・・・・・・・・	32
3 聴覚・言語に障害のある人	・・・・・・・・	34
4 手や足に障害のある人	・・・・・・・・	36
5 内部障害のある人	・・・・・・・・	38
6 知的障害・精神障害・発達障害のある人	・・・・・・・・	40
7 難病者・希少難病者	・・・・・・・・	42
8 妊産婦・乳幼児	・・・・・・・・	44
9 外国の人	・・・・・・・・	46
10 支援が必要なけが人	・・・・・・・・	48
IV 案内表示について	・・・・・・・・	50
1 共通のサイン	・・・・・・・・	50
2 組み合わせ活用（例）	・・・・・・・・	51
参考資料 京都府福祉のまちづくり条例(抜粋)	・・・・・・・・	53

○ はじめに

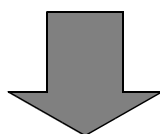
1 ガイドラインの趣旨

(1) 目的

○ 体育館などの一次避難所は、本来の利用目的に沿って整備されているため、避難所として利用するには機能が不十分で、とりわけ災害時要配慮者の入所や利用が困難です。また、社会福祉施設や医療機関などの専門施設の数も十分でなく、すべての災害時要配慮者が利用することは難しいとともに、緊急時には避難による混乱や、職員の不足などで十分に機能しないことも考えられます。

そこで、一次避難所の整備や支援が十分でない中でも、少しの気遣いや創意工夫で災害時要配慮者のニーズに対応できるように、一次避難所をユニバーサルデザイン化し、すべての人にとって使いやすい避難所の整備を推進する必要があります。

そこで・・・



市町村において、ユニバーサルデザインに配慮した避難所の推進に向けた具体的な取組を実施するための指針として、本ガイドラインを作成しました。

※ 「ユニバーサルデザイン」とは

ユニバーサル（すべての普遍的なもの）とデザイン（ものごとを生み出すこと）の2つを組み合わせた言葉で、建物、環境などを様々な人ができる限り利用可能であるようにはじめから考えて環境や対応方法を検討する概念です。世の中には、男性や女性、子どもやお年寄り、心身に障害のある人、日本語が分からない人など様々な人たちがいます。こうした違いを超えて、できる限り多くの人が使いやすいよう考えて対応することが「ユニバーサルデザイン」です。

(2) 本ガイドラインを活用して

① 市町村の皆様をお願いすること

- 1) 避難所になる施設については、「京都府福祉のまちづくり条例」に沿った整備を行っていただくことに加えて、本ガイドラインを参考にして、日頃から避難所の整備や準備物、災害時要配慮者のニーズに対応できる人材の養成、関係機関との連携をお願いします。
- 2) 「全体計画」に加えて、「個別避難計画」の策定・充実を図り、災害時要配慮者が安全に避難できるようお願いします。併せて福祉避難所の設置の拡大、要配慮者情報の把握、専門施設への受入可能人数の把握を引き続きお願いします。

※ 参考資料の京都府福祉のまちづくり条例の該当部分を参照してください。

② 避難所を支える関係者の皆様をお願いすること

災害直後で、避難所が混乱し十分な環境が整えられない中でも、少しの気遣いや創意工夫で、災害時要配慮者へ対応できることがたくさんあります。

そこで、本ガイドラインを参考にしながら災害時要配慮者への個々に応じたサポートをお願いします。

- 平常時からできること ⇒ p. 7～18参照
- 災害直後からできること ⇒ p.19～25参照
- 避難が長期化したときに ⇒ p.26～28参照
- 要配慮者への個別対応 ⇒ p.29～49参照

2 言葉の意味

(1) 「災害時要配慮者」とは

国がまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」において、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」であると示されています。

具体的には、心身障害者、認知症や体力的に衰えのある高齢者、乳幼児、日本語の理解が十分でない人、一時的に行動に支障がある妊産婦や傷病者をいいます。

本ガイドラインでは以下の人を災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）とします。

○ 要配慮者

- | | |
|----|--------------------|
| 1 | 支援が必要な高齢者 |
| 2 | 視覚に障害のある人 |
| 3 | 聴覚・言語に障害のある人 |
| 4 | 手や足に障害のある人 |
| 5 | 内部障害のある人 |
| 6 | 知的障害・精神障害・発達障害のある人 |
| 7 | 妊産婦・乳幼児 |
| 8 | 難病者・希少難病者 |
| 9 | 外国人 |
| 10 | 支援が必要なけが人 |

(2) 「福祉避難コーナー」とは

「福祉避難コーナー」とは、避難所の整備や支援が十分でない中でも、少しの気遣いや創意工夫で要配慮者のニーズに対応できるコーナーのことです。例えば、本ガイドラインでは要配慮者の相談場所や、ベッドルーム、更衣室や補助犬コーナーなどを紹介しています。平常時から「福祉避難コーナー」設置のためのレイアウトの準備をお願いしています。 詳しくはp.8～11参照

I 避難所での課題

○基本的な考え方

- ・ 過去の災害発生時、避難所で要配慮者が困ったことについて、「ハードウェアに関する課題」、「ソフトウェアに関する課題」の2つに整理し紹介しています。

1 ハードウェアに関する課題

(1) 建物の課題

○ 段差

- ・ 出入口や避難所内に段差があると、車いす利用者や高齢者、ベビーカー利用者が出入りしにくく、避難所を利用できなかった。
- ・ 高齢者や視覚に障害のある人などは少しの段差でもつまづきやすく、足ふきマットなどで隠れている数センチの段差などは特に危険で、転倒事故が起きた。

○ トイレ

- ・ 車いす利用者やオストメイト（臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人のことです。日常の排泄行為には様々な苦勞があります。）に対応した設備が不十分でトイレを利用できなかった。
- ・ 簡易トイレが設置されても、段差などの障壁（バリア）があり歩行困難な人が利用できなかった。また、水が十分でなく汚物の処理に困った。

(2) レイアウトの課題

○ 通路

- ・ 避難所での避難スペースが早い者順で決まり、通路の幅が十分でなかったため、車いす利用者が移動に困った。
- ・ 通路の幅を確保していても、荷物が置かれて移動できなかった。

○ スペースの確保

- 更衣室や授乳室が設営できなかったため、プライバシーに配慮がなく、避難所を利用せず車を活用するしかなかった。
- 発達障害のある人などがパニックを起こした時に落ち着くための場所がなかったため、他者への迷惑を気にして避難所を出ていかざるを得なかった。
- 視覚に障害のある人は、広い体育館などでは地理的な目印がないため、自身の位置が分からず非常に困った。

2 ソフトウェアに関する課題

(1) 人材の課題

○ 人手不足

- 一次避難所から福祉避難所などへ移送する人を判断できる人が不足し、避難所が大混乱した。
- サポートする側に女性が少なく、女性へのサポートに支障がでた。

○ 要配慮者への対応が不十分

- 福祉的な知識を持つ人材の確保が十分でなかったため、要配慮者へのサポートが不十分になった。
- ボランティアが、要配慮者はどのような人なのか、どのようなことに困り何が必要なのか、といった知識が不十分であったため、適切なサポートにつながらなかった。
- 介助者やヘルパーなどの福祉的な技術を有する人の不足から、家族の負担が大きかった。
- 困ったとき「誰に」「どこに」相談したらよいかわからなかった。
- 避難所には衛生用品（おむつやガーゼなど）や冷却シート、カイロ、杖などが十分に確保されておらず、必要なものが行き届かなかった。

(2) 情報伝達の課題

○ 表示方法

- 様々な表示が漢字のみの表記のため、子どもや外国の人などが理解できなかった。
- 掲示物が高いところにあり、子どもや車いすの利用者など視点が低い人などは見えないこともあった。

○ 伝達手段が不十分

- 重要な情報伝達を音声のみで行っていたことから、聴覚に障害のある人が食料をもらいそびれた。
- 外国の人に重要な情報が伝わらなかった。
- 色覚に障害のある人は、色の違いを識別しにくいため、色の違いに意味があるサインなど分からない場合があった。
- 情報伝達の手段が視覚に頼ったものが多く、視覚に障害のある人に重要な情報が伝わらなかった。

Ⅱ だれもが安心して過ごせる避難所に向けた取組

1 平常時（日頃からできること・しておくこと）

○基本的な考え方

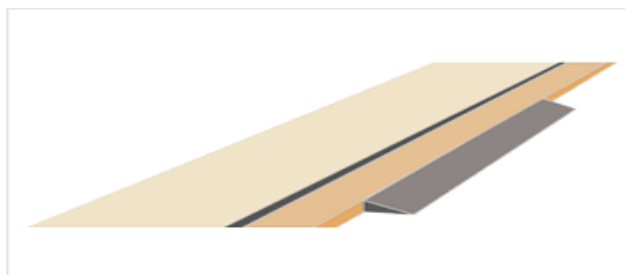
- ・ 平常時から災害が起きた時のためにいろいろな準備が必要です。
- ・ ここではその準備として、「避難所の整備」、「人材の確保と養成」の2つを紹介しています。これらを参考にして、いざというときの対策を行いましょう。

（1）避難所の整備

- 「京都府福祉のまちづくり条例」（p.53～63参照）に沿った整備を行っていただくことに加えて、以下の整備をお願いします。

① 障壁（バリア）をなくす

- ・ 段差の解消が構造上不可能な場合は、スロープ板などを用意しましょう。
- ・ 数センチの段差が残る場合には色をつけてわかりやすくしましょう。（色覚に障害のある人への対応として明暗のはっきりするもの。）
- ・ 急なスロープには手すりを取りつけ、雨が降ったときに対応する滑り止めを設置しましょう。
- ・ 溝や穴は板などでふさぎ、危険をなくしましょう。



② トイレの工夫

- トイレの状況を確認し、できる限り和式トイレは洋式トイレへ改修するとともに、車いす利用者が使えるよう整備しましょう。
 - ⇒ 車いすでトイレに行けるか、段差や幅など確認しましょう。
- 可能であれば、オストメイトに対応するトイレへの改修をお願いします。
 - ⇒ 改修が困難な場合は、あらかじめポータブルの洋式トイレやオストメイトにも対応したトイレなどの手配ができるよう、関係機関との取り決めを行っておくことが有効です。



③ レイアウトづくり（過ごしやすい避難所に向けて）

⇒ 下記の事例を参考にしながら各避難所ごとにレイアウトをつくりましょう！

☆レイアウト作成時のポイント

- **通路の確保**
 - 避難所の通路となる部分にライン（夜間に光るもの）を貼り、通路幅は目安として車いすが通れる110センチ程度が望ましい。
- **要配慮者の居住スペース**
 - 移動に困難がある人はスムーズに通路に出られるよう、居住スペースの外側（通路側）が望ましい。
 - 視覚障害のある人は自身の位置が把握しやすい壁際が望ましい。
 - 自閉症や発達障害、認知症の人などは、出入口の近くは騒がしいため、そういった場所は避け静かなところが望ましい。
 - 聴覚障害のある人は掲示板や事務局本部など視覚での情報が伝わりやすく、携帯の電波が入る場所が望ましい。
- 「福祉避難コーナー」を設置 ※（あらかじめパーテーションなどでスペースを確保）

☆「福祉避難コーナー」の紹介（例）

○ 【要配慮者相談窓口】

⇒ 要配慮者のニーズを把握し対応するための相談窓口。対応には一般受付と十分連携をとりながら、保健師など要配慮者に対応できる人材が望ましい。

○ 【静養室（短期）】

⇒ パニックを起こした人が、一時的に落ち着くための静かな場所

○ 【静養室（長期）】

⇒ 避難所でのザワザワした雰囲気の中では過ごしにくい自閉症や認知症の人などが、落ち着くための静かな場所

※ 何よりも落ち着ける環境づくりを基本にした設置を心がける。また、多人数が利用した場合、パニックを起こした人がいると連鎖してほかの人にもパニックを引き起こしやすいため、各個人に一室とした方が望ましい。

○ 【授乳室や更衣室】

⇒ プライバシーに配慮し目張りなどにより安心して利用できるよう設置

○ 【ベッドルーム】

⇒ 簡易ベッドなどを設置し寝たきり高齢者、車いす利用者や立ち上がりが難しい人など、幅広く利用できるよう設置

○ 【育児室】

⇒ 子どもを遊ばせる場所。居住スペースより少し離れて設置

○ 【補助犬コーナー】

⇒ 補助犬がいる場合は補助犬のスペースを確保する。スペースの位置としては出入口近くが望ましく、併せて補助犬の説明や理解を求めるなど簡易なポスターを活用し周知する。

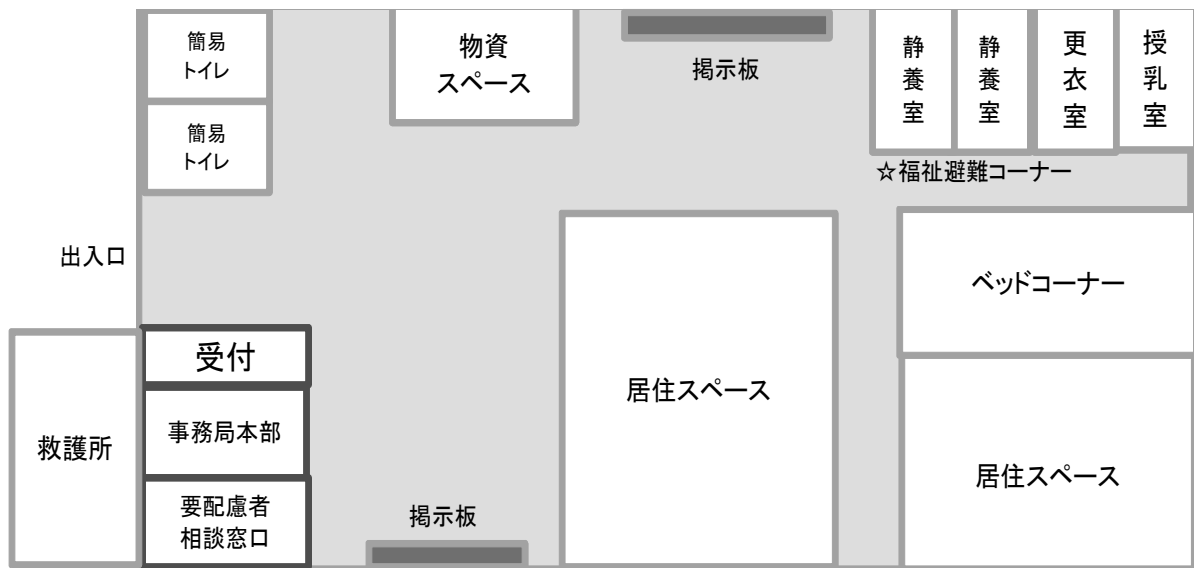
※ 注意！！

福祉避難コーナーは、避難所以外で教室など個室が確保できる場合は個室に優先して設置します。ただし、個室が確保できない場合も想定して、あらかじめ避難所内に福祉避難コーナーを設置したレイアウトを検討しておきましょう。

また、静養室、授乳室、更衣室はテントなどを活用する方法もあります。

⇒ このほか、避難所の状況と要配慮者のニーズなどを考慮して必要なコーナーを設置し、過ごしやすい環境づくりを行いましょう！

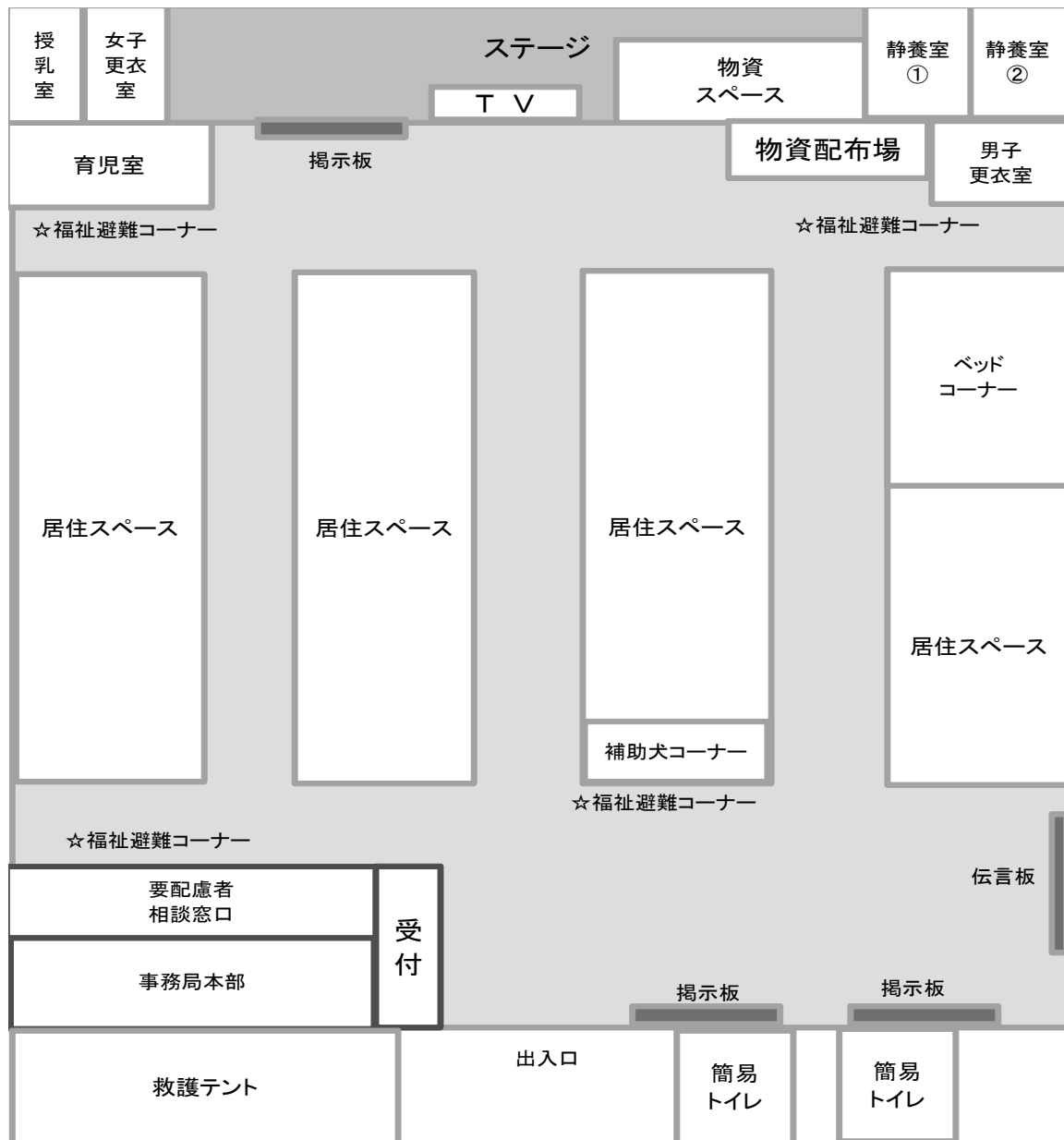
事例1 公民館など小規模の避難所の場合



※ 事例1の注意点

- 居住スペースは壁に隣接して設置する。
- 福祉避難コーナーはパーティションなどで区切り外部から見えないよう工夫する。

事例2 小学校の体育館など



※ 例2の注意点

- 居住スペースはパーソナルスペースの確保のため、壁にできるだけ隣接して設置し、出入りがしやすいよう、通路側に面した部分をできるだけ多くとる。
- ステージがある場合は、ステージ横に授乳室や更衣室、静養室などを設置し有効活用する。(プライバシーや静かなところの確保)
- 育児室は居住スペースから離れたところに配置

④ 避難所での準備物（衣食住のサポート）

通常の備蓄品に加えて、次の物品を参考に要配慮者に対応した準備物の用意をお願いします。

⇒ 備蓄が困難な場合は調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

（要配慮者に対応した準備物 参考例）

○ 食料品

- ・ 飲み込むことに障害のある高齢者などへのやわらかいレトルト食品
- ・ 乳児のための粉ミルク

⇒ 食料はアレルギーがある人や、宗教上食べられない人が避難する可能性があるため何が混入しているか把握しておきましょう。

（小麦粉や卵、乳製品、肉の種類など・・・）

○ 寝具類

- ・ 簡易ベッド ・ マットレス

○ トイレに関すること

- ・ 洋式の仮設トイレ
- ・ 車いす利用者が使えるポータブルトイレ
- ・ オストメイトが利用可能なポータブルトイレ
- ・ 水を使わないトイレ用凝固剤・ゴミ袋
- ・ 衛生用品（紙おむつ（大人用・子ども用）など）
- ・ 浣腸（避難所では水分不足になることが多く便秘が多発する傾向がある）

○ そのほか

- ・ 発電機（燃料がいることに注意！）
- ・ 補装具（車いす、杖、白杖）^{はくじょう} ・ 間仕切り用資材 ・ カーペット
- ・ ラジオ ・ ダンボール ・ 新聞紙 ・ ビニール袋
- ・ ナイロンやアルミホイル ・ 冷却シートやカイロ
- ・ 要配慮者にも対応した設備が一目でわかるように、共通のサイン（シンボルマーク）を活用しましょう。 ※ サインについては p.50参照
- ・ 福祉避難所、医療機関、福祉関連施設リスト

※ （通常の備蓄品 参考例）

- ① 食料品 : ペットボトル水、乾パンや缶詰など
- ② 寝具類 : 布団、毛布など
- ③ 衣類 : 下着類、乳幼児肌着、靴下、手袋（軍手）など
- ④ 日用品 : タオル、石けん、歯ブラシ、トイレトペーパー、スリッパなど
- ⑤ 食器類 : 茶碗、皿、コップ、はしなど
- ⑥ 救急医療品 : 傷薬、消毒液・絆創膏、解熱剤、風邪薬、胃腸薬など
- ⑦ 照明器具 : 懐中電灯、大型投光器など

(2) 人材の確保と養成

① 要配慮者班をつくりましょう

災害時には市町村職員が地域の住民と一緒に、要配慮者への対応を行う「要配慮者班」(仮称)を組織し、要配慮者への対応をすることとされています。(国の「災害時要援護者の避難支援ガイドラインを参照」)

そのメンバーには市町村職員を中心に、避難所や地域で専門の資格を有した人を加えることが重要です。

※ 市町村職員ほか要配慮者班メンバー 参考例

- 社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員、教職員
- 民生委員・児童委員
- 福祉的な専門の資格を有する人
(社会福祉士・介護福祉士 ほか)
- 障害者団体などの支援団体 など

※ 要配慮者班の編成にあたり関係事業者や団体との協定を事前に結ぶことや、支援の要請先リストを整備することも重要です。

② 「福祉避難サポーター」を養成しましょう

「要配慮者班」がスムーズにサポートを行うためには、より多くの専門的な知識を持つ人が必要となってきます。そこで、各市町村で要配慮者班を支援できる人材「福祉避難サポーター」を養成することも大切です。

「福祉避難サポーター」とは（以下「サポーター」という。）

福祉的（要配慮者への対応方法）な知識だけでなく、避難所運営や関係団体との連携知識なども兼ね備え、市町村が設置・運営する一次避難所において要配慮者が快適に避難生活を送れるよう支援できる者

「サポーター」の役割

- 避難所開設の際に、要配慮者班と連携し、ユニバーサルデザインの視点から避難所開設を支援する。
- 「被災の影響」と「避難所での日常生活の困難さ」から福祉関連施設や医療機関などへ移送が必要な人を行政などと連携して検討する。
- 福祉関連施設や医療機関などへ移送の際、必要に応じて市町村職員と連携
- 災害ボランティアに対して福祉的な視点からアドバイスを行う。
- 要配慮者班と連携し、避難所において要配慮者の相談、支援を実施
（福祉避難コーナーの要配慮者相談窓口での活躍）

◆ サポーター候補としては例えば次の人が考えられます。

- 市町村職員・自治体OB
- 社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員、教職員
- 民生委員・児童委員
- 福祉的な専門の資格や知識を有する人
- 障害者団体や関係団体などの支援者
- 学生やアクティブシニア など

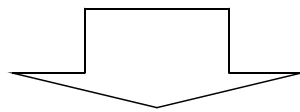


サポーター候補を対象に研修会を実施

※ 研修会では、本ガイドラインの活用や以下のような研修を検討しましょう。

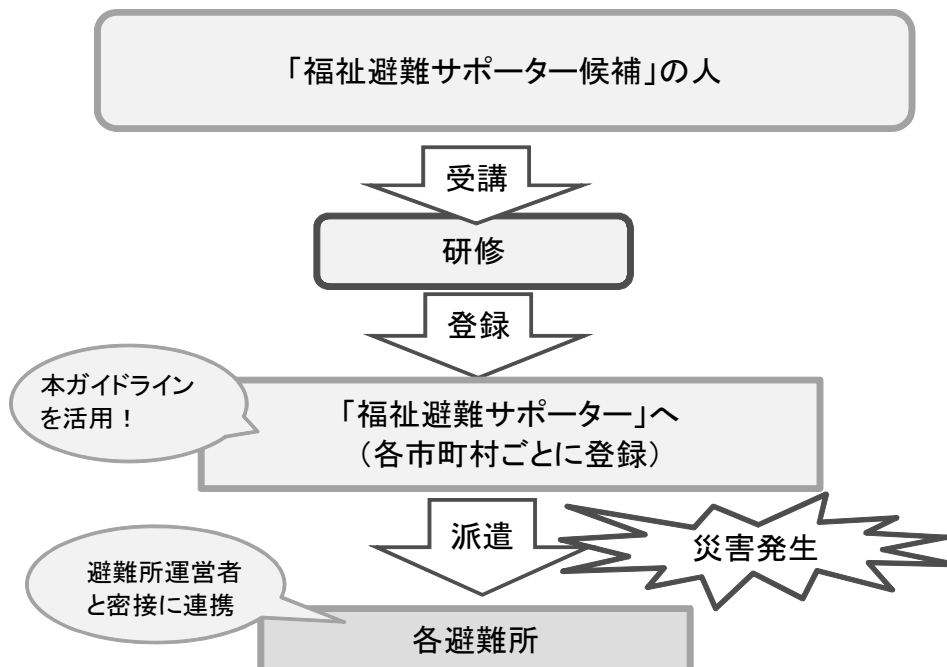
＜研修テーマ例＞

- ・ 移動が困難な人や、判断能力が低下している人へのサポート方法
- ・ 避難所運営のための基礎知識（ユニバーサルデザインを前提に）
- ・ 災害時における関係団体（警察、自衛隊など）との連携方法
- ・ 医療器具使用の基礎知識（人工呼吸器やAEDなど）
- ・ 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）への理解の取組 など

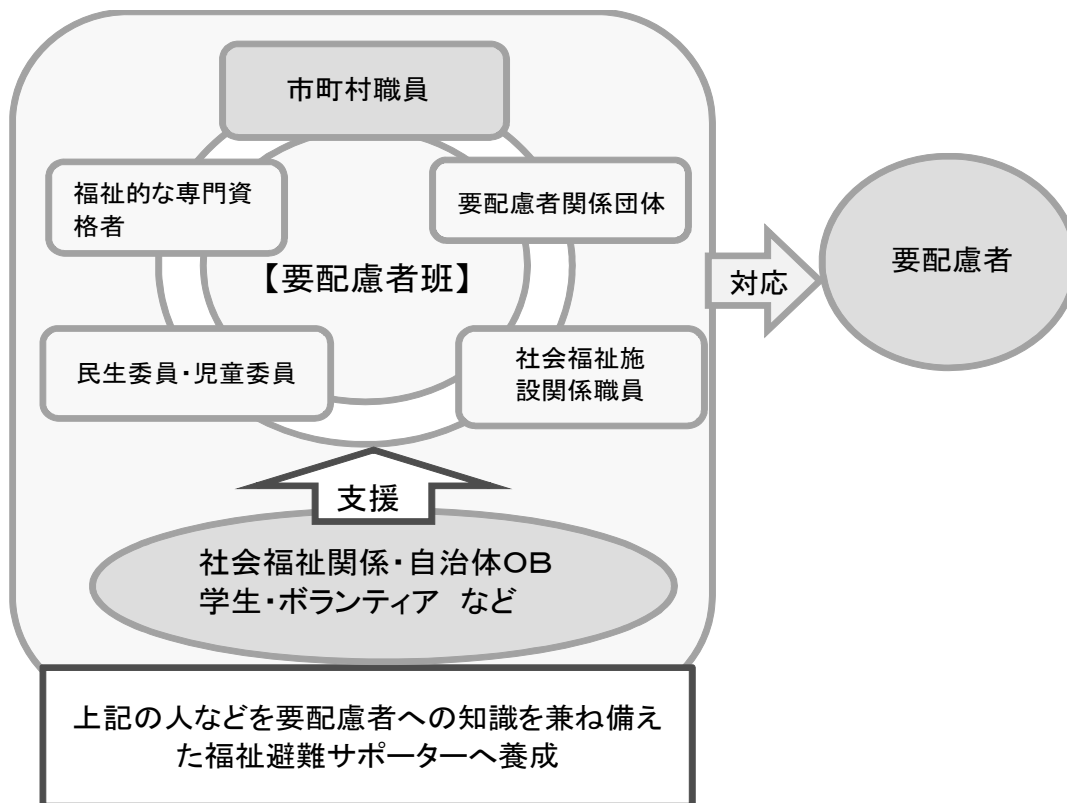


サポーターを各市町村で事前に登録しておくことも有効です。

☆ サポーターの活動までの流れ（例）



☆ 要配慮者への対応図



③ 避難訓練の有効活用

要配慮者の実情を理解するには、避難訓練を有効に活用することが必要です。避難訓練には要配慮者班やサポーターだけでなく、地域の要配慮者自身も実際に参加していただき、いざという時にどのようなことに困るのか、どんな物品が必要かなど具体的な課題やニーズを明確にしておきます。地域住民にとっても、要配慮者の再確認ができ、より理解が深まることとなります。

1) 市町村の皆様準備をお願いすること

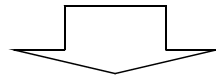
- 要配慮者台帳の整備
- 要配慮者情報の共有の拡大
 - ・ 行政職員や民生委員・児童委員、町内会などが連携し、地域の要配慮者の把握に努める。
- 要配慮者が安全に避難するためのプロセスの確認及び個別計画の作成
- 要配慮者に関わる関係機関などとの連携
- 要配慮者に対する住民の適切な理解の促進
 - ・ 各要配慮者のニーズの理解（p.29以降参照）

・・・など

2) 避難訓練の種類

- 実技・実働型訓練
 - ・ 車いすを押したり、背負ったり、担架で運んだりする技能の取得訓練
 - ・ 視聴覚に障害のある人との通報訓練など情報伝達の実技に関する訓練
 - ・ 避難所運営訓練（事前に準備をしたレイアウトどおり、福祉避難コーナーの設置など環境を整える。）

- 図上演習など（災害発生時のイメージトレーニング・シュミレーション）
 - ・ 要配慮者のマップづくり・支援体制などの確認
 - ・ 要配慮者班の役割・対応手順の確認
 - ・ 避難所運営までのプロセスを再確認・・・など



研修・避難訓練などを活用し、
実践力のある人を育成しましょう！

2 初動期（災害直後）

○ 基本的な考え方

- 初動期とは、災害直後で混乱し物資や支援が十分でない状況での対応期のこと
で、発災後おおむね48時間～72時間までをいいます。
- 災害直後は、一次避難所の整備や支援が十分でない状況にありますが、そのな
かでも少しの気遣いや創意工夫で要配慮者のニーズに対応できるようなサポー
ト方法を中心に紹介しています。
- サポートするときは一声かけて本人の意思表示や支援する方法を確認してから
行いましょう。
- 要配慮者本人だけでなく、その家族も一緒に避難をしていることが多く、その
ことを想定の上で支援することが必要となってきます。

○ すべての人が使いやすい避難所の開設に向けて

（1）避難者が来られるまでに避難所の環境を整える

⇒ 各避難所に要配慮者班や養成したサポーターなど、要配慮者に対応できる人材
を派遣しましょう。そのうえで支援する人は、避難所の環境を整えましょう。

- ※ 災害直後、すぐに要配慮者班やサポーターの確保が難しい場合については、避
難所にいる福祉的な専門知識を持つ人（福祉施設の職員や特別支援学校などの教員
・公務員OB）などに協力を依頼することも有効です。

① レイアウトをもとに環境を整える

- 1) 通路の確保 ※通路にものを置かないよう注意喚起しましょう。
- 2) 要配慮者のスペースに配慮しましょう。
- 3) 床に座って生活するスペースには段ボールなどを敷きつめましょう。
- 4) 福祉避難コーナーを設置しましょう。(要配慮者相談窓口を設置し、空き教室など個室を優先的に利用した静養室やベッドコーナーなどを設置しましょう。) ⇒ p.8～11 参照
※ 個室が用意できない場合は、レイアウトどおり避難所内（あらかじめ間仕切りなどでスペースを確保）に必要なコーナーを設置します。

② 避難所への出入りを簡単に

- 1) 段差の解消が構造上不可能な場合はスロープ板などを用意しましょう。
- 2) 数センチの段差が残る場合には色をつけてわかりやすくしましょう。
(色覚障害のある人にもわかりやすい明暗のはっきりするもの。)

③ 誰もが使いやすいトイレに

- 1) 和式トイレしかない場合は、洋式の簡易トイレの確保を優先したうえで車いす利用者も使えるポータブルトイレも確保する。ダンボールや間仕切り資材などを活用しながら、車いす利用者でも利用可能な場所へ配置しましょう。
- 2) 簡易トイレなどで問題になるのは汚物の処理であるため、水を使わないトイレ用凝固剤とゴミ袋などを活用しましょう。
- 3) 和式トイレが利用できない人、高齢者や障害のある人などが、洋式トイレなどを優先して利用できるよう貼り紙などにより啓発していきましょう。

④ すべての人に重要情報が伝わるように

- 1) 重要な案内には、掲示板などの活用と音声案内を併せて行いましょう。
- 2) 文字は大きくゴシック体を基本として、ふりがなを振り、飾り文字は見えにくい人がいるため使用には注意しましょう。
- 3) 色の組み合わせを工夫して色覚障害や弱視の人へもわかりやすくしましょう。

※例 【黒と白】 【黄と黒】



- 4) 色の明暗をはっきりさせて、だれもがわかりやすくしましょう。
- 5) 認知症の人にとって音・光などの刺激が過敏となることがあるため、注意しましょう。
- 6) 要配慮者にも対応した設備が一目でわかるよう、本ガイドラインで例示したサインを活用することも有効です。
⇒ 共通のサインについてはp.50参照
- 7) 案内表示は、やさしい日本語で表記しましょう。(できるだけ簡単な表記を用い、二重否定やあいまいな表現はさけるなど。)

(2) 避難者が来られた時に

① 一次避難所で過ごされる要配慮者へのサポート

一次避難所で過ごされる要配慮者への基本的なサポートは、福祉避難コーナーの活用を検討しながら、以下のポイントを参考にしてください。

⇒要配慮者の個別対応方法はp.29参照

1) 要配慮者への日常生活品の支給

- 食料品（通常の食料品以外で高齢者、障害者などにも対応したやわらかいレトルト食品、粉ミルク）※本人や家族に聞き取りを行いアレルギーに注意
- 寝具類（簡易ベッド）
- トイレに関する物品（洋式の簡易トイレやポータブルトイレ、水を使わないトイレ用凝固剤、ゴミ袋）
- 衛生用品（紙おむつなど）

2) 熱中症予防（気温や湿度が高い、風通しが悪い日は注意！）

- 水分をこまめにとるよう促しましょう。（避難所生活では水分補給やトイレを控える場合が多く、脱水症状を引き起こしやすいため要配慮者には注意が必要です。）
- 冷却シートの活用、水分の定期的な補給を促し、風通しを良くしましょう。
- ペットボトルに水と塩を入れて凍らして保冷却剤代わりにすることも効果的

3) 低体温症予防（特に身体障害のある人や高齢者や子ども）

- クッションと保温のため、床にダンボールを敷きましょう。
- 使い捨てカイロの活用も効果的で、確保できない場合ペットボトルに温かいお湯を入れて代用することも有効です。
- 帽子をかぶり、首にはマフラーをまき、新聞紙を服の中に入れることもかなりの保温効果が期待できます。

4) 心の健康の維持

- 精神的な不安を訴える人（不眠や食欲不振などの前兆がある場合も）がい
ないか注意しましょう。もしおられたら、声をかけ医療機関の受診も検討し
ましょう。

5) 声をかけやすい環境をつくり、サポートの必要な要配慮者の把握

- 要配慮者は日常の様々な面でサポートが必要なことがあります。多くの
被災者がいる中でニーズを表に出すことが難しい場合があります。
- 支援する人は要配慮者を見つけたら、積極的に「困っていることはありませんか」などの声掛けを行うようにしましょう。
- 要配慮者班やサポーターはサインを付けるなど、支援者であることを外見
からわかりやすくしましょう。

6) 車やテントなどを活用する人への注意点

- テントなどが、周囲の目が行き届く安全な場所に設置されているか確
認し、定期的に情報や配給物など提供しましょう。
- 車を長時間利用する場合は、エコノミークラス症候群の予防を促しま
しょう。

※ エコノミークラス症候群の予防について（例）

- 同じ体制をとり続けたい
- 水分をいつもより多めにとる
- など

② 一般の避難所では対応が困難な要配慮者について

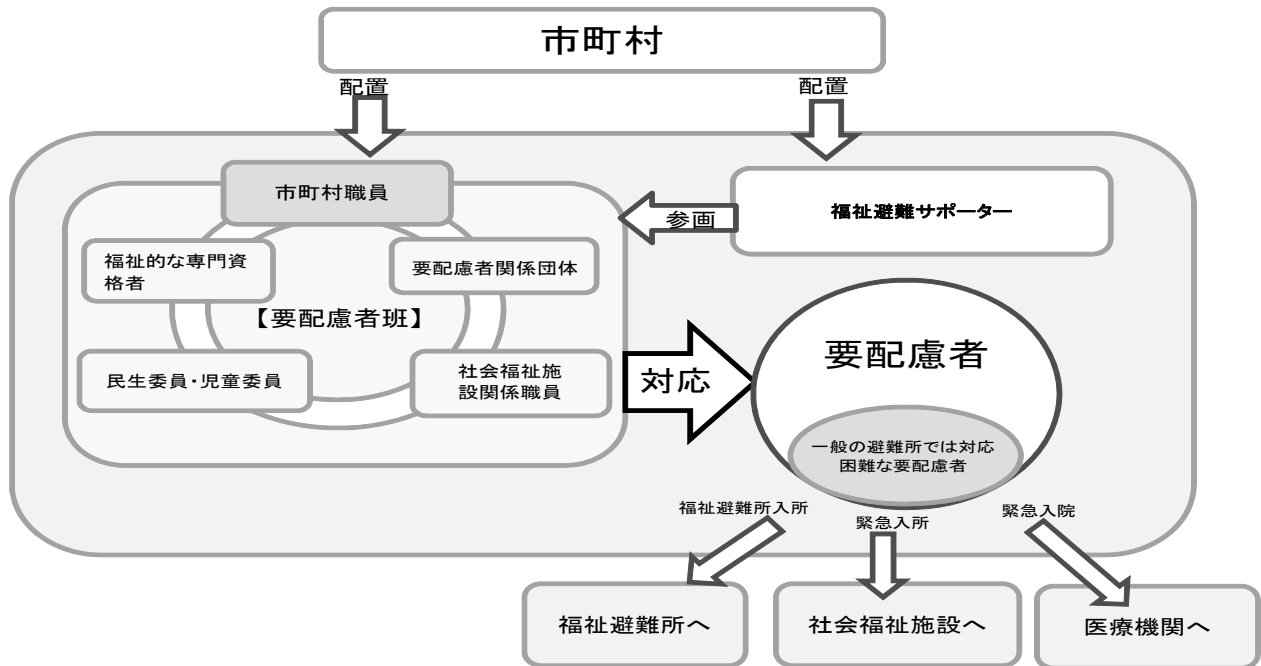
障害の程度が重い人、介護の程度が高い人や専門的なケアなど特別な対応が必要な人など、一般の避難所では対応が困難な人については、市町村の判断で以下の施設に移送を検討することになります。

対象	移送先
障害の程度が重い人、介護の程度が高い人、専門的なケアなど特別な対応が必要で、一般の避難所では対応が困難な人	福祉避難所
身体状況の悪化などで福祉避難所では対応が難しい人	福祉施設(緊急入所)
医療的な処置や治療が必要な人	医療機関(緊急入院)

※ 福祉避難所とは・・・

各市町村で事前に設置され、バリアフリー化など要配慮者に対応した避難所

☆ 移送までのイメージ



③ 緊急入所・入院が必要な要配慮者の移送

1) 緊急入所・入院の対象者

要配慮者台帳や障害者、要介護者の台帳などの情報を基に検討しながら、障害の程度が重い人、介護の程度が高い人や、傷病などで緊急搬送が必要な人など「災害による被災の影響」と「一般の避難所での日常生活の困難」の大きい緊急度の高い人を検討します。

2) 対象者の検討

行政職員をはじめ、要配慮者班、サポーターや医療・福祉的な専門知識を持つ人などが連携して検討・対応しましょう。

3) 受け入れ先との調整や準備

入院・入所先のスタッフの配置など、受け入れ態勢が整ったところで、対象者を福祉避難所や福祉施設、医療機関へ移送します。移送には家族や行政、地域支援者による移送など、対応できる方法で行いましょう。

※ なお、大規模災害で市町村域を越える避難が必要な場合には、行政と医療・福祉関係団体が共同して立ち上げる「災害時要配慮者避難支援センター」において、要配慮者の受入施設の要請・確保及び受入を調整することになります。

3 応急対応期（災害より一定期間経過後）

○基本的な考え方

- 災害後、避難生活が長期化し、仮設住宅などへ移るまでの間の対応期です。
- 災害直後の対応から「整備（もの）」「体制（ひと）」を一層充実させることを中心に紹介しています。
- 記載している内容のうち「できること」からお願いします。

（1）「もの」の充実

① 健康をより充実するもの

- 医療機関などと連携し医薬品や薬剤を充実していきましょう。
- 福祉用具の充実を行きましょう。（下記の例を参考に）
 - ※ 【福祉用具 例】
 - 車いすや歩行補助器具、歩行補助杖
 - 補聴器など（使用するためには、専門家の調整が必要です。）
 - ストーマ用装具など（種類がたくさんあるため、個々の状況を聞き取りのうえ、医療機関やメーカーとの連携が不可欠です。）
- 福祉避難コーナーを拡充し、健康相談ができるコーナーの開設も検討しましょう。開設にあたり、プライバシーが確保できるなどの配慮が必要です。

② 生活衛生を管理するもの

- オストメイトにも対応したトイレの確保を行きましょう。
- 介護用品・衛生用品の確保・補充を行きましょう。
- 仮設風呂の設置や身体に障害のある人が利用できる移動入浴車の巡回を行い、衛生管理には気を付けましょう。
- 車いす利用者が利用可能な洗面所の整備を行きましょう。
- パソコン、ラジオ、TVなど、被災者が普段から情報を得ている機器の充実していきましょう。

③ あたたかい食事の提供

- 要配慮者のうち、ものの飲み込みに障害のある人には、柔らかく消化のよい食べやすいもの（おにぎりをおかゆに、お茶にとろみ調整剤を混ぜるなど）を用意しましょう。
- 避難所では水分不足に陥ることが多く、特に要配慮者への体調変化には注意が必要です。

(2) 「体制」の充実

① 福祉サービスの充実

- 在宅介護サービスが必要な要配慮者が避難生活を続ける場合は、避難所を居宅とみなして介護事業者による継続的なサービスの提供を行えるよう、関係団体と調整しましょう。それが難しい場合には、ほかの事業者によるサービスが継続できるように調整しましょう。
- 補聴器はそのままでは使えず、専門家が調整する必要があります。そのため、専門家の派遣を依頼するなどのサポートを行いましょう。
- 手話通訳者、ヘルパーなどの福祉的な人材を把握し派遣できるように調整しましょう。
- 要配慮者にかかわる関係団体との連携を行いサポートしましょう。
- 環境が充実してきたときには、可能であれば各要配慮者の個別のニーズに対応した避難所（各障害別、妊産婦だけなど）をつくりましょう。

② 健康の充実

- 避難所生活の長期化や生活環境の変化により、筋肉や骨量の低下、関節の固まりなどといった全身の機能低下がおきる場合があります。特に身体に障害のある人は注意が必要で、高齢者の中には要介護状態や認知症へ移行する場合があります。そのため、「寝る」より「座る」、「座る」より「歩く」などできるだけ身体を動かすことを目標にして、適度な運動・体操を心がけましょう。

- 要配慮者の健康状態の維持・向上を目的に保健師が巡回し、相談できる体制の整備や、医療の必要な被災者には仮設診療所などとの受診調整を行いましょう。

③ 心のサポート

- 避難者はショックや喪失感、肉体的疲労などが絶えず、ストレスを感じています。特に要配慮者の受けるストレスの影響は一般の人より大きい場合があるため、専門家の派遣など、医療機関、関係機関と連携しながら心のサポートを行っていきましょう。

④ 自宅へ帰る準備

- 「罹災証明書」の手続き方法や、仮設住宅への入居、避難所から出るときの移動手段のサポートなど、避難者が自宅に帰る支援を行いましょう。

Ⅲ 要配慮者への個別対応

1 対象者

避難者の中には、個別の対応が必要な人がおられます。本ガイドラインでは次の要配慮者に対する個別対応方法について紹介しています。

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 支援が必要な高齢者 | 2 視覚に障害のある人 |
| 3 聴覚・言語に障害のある人 | 4 手や足に障害のある人 |
| 5 内部障害のある人 | 6 知的障害・精神障害・発達障害のある人 |
| 7 妊産婦・乳幼児 | 8 難病者・希少難病者 |
| 9 外国の人 | 10 支援が必要なけが人 |

2 内容

次の内容について代表的な事例を紹介しています。

- | |
|--------------------------|
| (1) 避難所で困ること |
| (2) 必要なもの・体制 |
| (3) 災害直後の対応方法・考え方 |
| (4) 必要な専門員（避難生活が長期化した場合） |
| ☆ 少し気遣って・・・ |

3 サポートをする前に

- ① 避難者の情報（要配慮者）を把握する。
- ② 要配慮者へ情報がしっかりと伝わるように、様々な手段で情報発信に努める。
- ③ 要配慮者班やサポーターがわかりやすいようにサインを活用する。



本人やご家族、支援者などにサポートの必要性の有無を確認したうえで、個別の状況に応じて対応していくことが大切です！

1 支援が必要な高齢者

(1) 避難所で困ること

- 高齢者は基礎体力が低下している場合が多く、手や足腰、視聴覚など複合的に能力が低下している場合がある。
- 体は元気でも、認知症を患い常時見守りが必要な人がいる。
- 軽度の認知症を患っていても、急激な環境の変化で悪化する場合がある。
- 日常であれば問題なく生活できる高齢者でも、動揺して日常生活動作に支障がでる場合がある。
- 地域とのつながりが薄いひとり暮らし高齢者は、孤立することがある。

※ 認知症の人にみられる特徴（主な例）

- ・ 何が起きているかや、場所や時間を正しく理解できない。
- ・ 身の回りのことを行うことができなくなる。
- ・ 物事を正確に判断することが難しい。
- ・ 環境の変化を受けやすく、パニック、徘徊や大声などの症状がでる場合がある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【車いす】※ノーパンクタイヤが望ましい
- ・【車いすのメンテナンスキット】・【杖】・【簡易トイレ】・【紙おむつ】
- ・【おしりふき】・【ストロー】・【食事器具（スプーン）】・【簡易ベッド】
- ・【救急キット】・【飲み込みが難しい人へ柔らかいレトルト食品】
- ・【医療機関との連絡体制の構築】
- ・【認知症の人の静養室（長期）】 ⇒ 福祉避難コーナーで対応
- ・【ベッドルーム】 ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

- ・ 移動に必要な物品（杖・車いす）を配布。
- ・ 車いす利用者には、ベッドコーナーで対応する。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットをおくなど工夫してベッドをつくる。
- ・ 和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用し、車いす利用

者も活用できる場所へ配置する。

○ 対応方法（ソフト）

- ・ 高齢者全般への対応（例）
 - ⇒ 熱中症や脱水症状などの体調の変化には気を付ける。
 - ⇒ 床にものがあったり、ぬれていると転倒の危険性があるので床面の状況を常に注意する。
- ・ 認知症の人への対応（例）
 - ⇒ ざわめきや雑音が多いと不安定になるため、雑音などが少ないところ（奥の場所や静養室・個室など）に居場所を確保するなど、静かな環境を可能な範囲で整える。場所の確保が難しい場合は本人の座る向きを変えて、視界に人ができるだけ入らないようにするなど工夫する。
 - ⇒ 人によっては音・光・広さ・温度・湿度などが強い刺激となる場合があるので注意する。
 - ⇒ 本人の話をゆっくりと聞き、自尊心を傷つけないよう意志を確認

（４）必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ ホームヘルパー ・ 介護福祉士 ・ 介護支援専門員
- ・ 社会福祉士 ・ 医療機関関係者 など

☆ 少し気遣って・・・

- ・ 自分でできる身の回りのことは、自分で行ってもらう。
 - ※ できることまで支援すると、自立した生活を阻害することになる。
- ・ 移動が難しい場合は、窓口や出入口、トイレに近い場所を確保する。
- ・ 精神的動揺が激しい場合は静養室を活用する。
- ・ 認知症の人の家族が困っている場合は「気にしないで」「お互い様ですよ」などの一声をかけることで、家族は安心するため、一声かけることにも注意する。
- ・ 必要に応じて見守りや声掛けを支援者が複数で行うことに注意する。

2 視覚に障害のある人

(1) 避難所で困ること

- 視覚による情報の把握が難しい
 - ⇒ 視覚での情報が伝わらないため、配給などの重要情報が行き届かない場合がある。
- 自分がいる場所の把握に困ることがあり、一人での移動が難しい。
 - ⇒ 避難所でのメンタルマップ(心的地図：安全な歩行のために頭の中で地図や道順を構成したもの)の作成が難しく、多くの荷物が乱雑に置かれた避難所では移動が難しい。
- 盲導犬の居場所の確保が難しい(周囲の理解不足)



(2) 必要なもの・体制

- ・【携帯ラジオ】
- ・【^{はくじょう}白杖】
- ・【補助犬(盲導犬)コーナー】 ⇒ 福祉避難コーナーを活用

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備(ハード)
 - ・ 屋外トイレは、順路を把握しやすいようロープなどを張り動線を確保
 - ・ 情報伝達は放送装置などを活用し、わかりやすい情報を繰り返し流す。
- 対応方法(ソフト)
 - ・ 視覚に障害のある人に配給など重要な情報が伝わっているか個別に確認
 - ・ 居住スペースは壁際や角など比較的自身の位置がわかりやすい場所に。
 - ・ 補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じ、修理・支給を行う。
 - ・ 手伝うときは一声かけて行う。誘導する場合は手をひっぱるのではなく、少し前に立ち、肩などを持ってもらい案内する。方向は時計の針の方向で示し、段差がある場合はその都度きちんと伝える。

(4) 必要な専門員(避難生活が長期化する場合)

- ・ ヘルパー
- ・ 視覚障害団体などの関係者

☆ 少し気遣って・・・

- 居住スペースからトイレなどに移動する際のルートをあらかじめ決めておき、誘導時に伝えるべき情報（段差など）を想定しておく。
- 動く人が少ない夜間に行動されることがあるため注意する。
- 居住スペースが広い場合、自身の位置が把握しにくいいため注意する。

3 聴覚・言語に障害のある人

(1) 避難所で困ること

- 音声による情報の把握が難しいため、コミュニケーションがとりにくく、配給などの重要情報が伝わらない場合がある。
- 話しかけても返事ができない場合、誤解される可能性があり、コミュニティから孤立してしまう可能性がある

(2) 必要なもの・体制

- ・【メモ帳とペン】・【掲示板】・【携帯電話】・【PC】
- ・【ライト】・【電光表示システム】・【液晶モニター】
- ・【コミュニケーションボード】

※ コミュニケーションボードとは・・・

「食べる」「飲む」「どこが痛い」「手当」「トイレ」「移動する」などの絵記号や文字などが表記されたボード。言葉で自分の気持ちを表したり、相手の言葉の理解が難しい人たちが、指し示すことでやりとりを行う道具のこと。（参考 一部抜粋）



※公益財団法人明治安田こころの健康財団「コミュニケーション支援ボード」参照

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 避難環境の整備（ハード）

- ・ 筆談を基本としている利用者には、夜間でも筆談ができるよう、懐中電灯を配る。
- ・ 多くの人が見やすい場所に重要情報を掲示しわかりやすく伝える。

○ 対応方法（ソフト）

- ・ 配給などの重要な情報がある場合は、本人に伝わっているかどうか確認して、伝わっていない場合はメモなどで対応する。
- ・ 掲示板や事務局本部など視覚での情報伝達が伝わりやすい場所に居住スペースを設けることが望ましい。
- ・ 災害直後は筆談などすぐに伝わる方法が基本であるが、人によっては口の動きで判断できる場合があるため、コミュニケーション手段を本人に確認する。
- ・ メモ帳での筆談や携帯電話での打ち込みなど、電子ツールを臨機応変に活用しわかりやすく情報を伝える。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ 手話通訳者
- ・ 要約筆記

☆ 少し気遣って・・・

- ・ 筆談する場合はわかりやすい言葉で、縦書きで書くと読みやすい。
- ・ 避難所で孤立しないよう、積極的にコミュニケーションをとる。

4 手や足に障害のある人

(1) 避難所で困ること

- 足に障害のある人は移動に困難を要し時間がかかる場合がある。
- 車いす利用者などは床面に座ることが難しい場合がある。
- 和式トイレの利用が非常に難しい場合がある。
- 脊髄を損傷している人は、感覚がないうえに体温調節が難しい場合がある。
- 手に障害のある人は、一人で服を着たり食事することが難しい場合がある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【車いす】 ※ノーパンクタイヤが望ましく、メンテナンスキットも必要
- ・【杖】・【簡易トイレ（洋式）】・【紙おむつ】・【おしりふき】・【ストロー】
- ・【食事器具（スプーン）】
- ・【飲み込みが難しい人へやわらかいレトルト食品】・【簡易ベッド】
- ・【マットレス】 ⇒ 床ずれの人への対応
- ・【ヘルパー派遣事務所との連携】
- ・【ベッドコーナー・介助犬コーナー】 ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備（ハード）
 - ・ 車いす利用者がある場合、簡易ベッドを活用。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットを敷くなど工夫してベッドをつくる。
 - ・ おむつ交換などはパーティションで区切りベッドコーナー（福祉避難コーナー）の一画を活用
- 対応方法（ソフト）
 - ・ 移動に困難がある人へのスペースは、居住スペースの通路側に確保し、移動距離を短くする。
 - ・ 和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も使える場所へ配置する。
 - ・ 車いす利用者の乗り移りなどは、必ず車いすのブレーキをかけて行う。
 - ・ トイレなどの介助は、未経験者や力が十分でない人が行くと事故につながる恐れがあるため、家族や経験者の協力を得て、絶対に無理はしない。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ ホームヘルパー ・ 介護福祉士 ・ 介護支援専門員
- ・ 社会福祉士 など

☆ 少し気遣って・・・

- ・ 車いす利用者が通路を移動された時、通路に荷物があれば横に避けたり、坂道や段差があれば一声かけて支援をするなど、スムーズに移動ができるようサポートする。
- ・ 車いす利用者の目線の高さに危険なものがあると、思わぬけがにつながるため注意する。
- ・ 車いす利用者など目線の高さが違う人へは、できるだけ目線を合わせて接することを心がける。
- ・ 長時間ベッドで過ごす人には、床ずれに注意し定期的に体位を変える。
- ・ スロープがあっても傾斜が急な場合、転倒する危険があるので注意する。

5 内部障害のある人

(1) 避難所で困ること

- 外見からは障害の有無が判断しにくいいため周囲から誤解されやすい。
⇒ 日常的に非常に疲れやすいなど個人によって様々な症状がある。
- 常時服薬している薬の確保（病状の悪化を懸念）
- ストーマやパウチなどの専用の装具を利用している人は専用の装具（装着には道具一式（ハサミ・ガーゼ・テープ・ドライヤーなど）が必要）を交換するプライバシーに配慮したスペースが必要
- 避難所などでの集団生活を一定期間強いられる場合、一般的に内部障害者は、免疫力が低下しているため、風邪などの感染症に対する不安が大きくなる。

※ 内部障害とは・・・

内臓機能の障害であり、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう直腸、小腸、免疫機能などの障害で、その種別により様々な器具を使用される。

(2) 必要なもの・体制

- 呼吸器疾患の人の中には、携帯用の酸素ボンベを利用されている人がおり、長時間の利用には交換が必要なため、専門業者に連絡し手配する。
- 医療機関と連携し【専用の装具】や【薬品】などの物品の入手、透析患者への治療の手配などを行う。
- 【簡易オストメイト対応トイレ】
⇒ オストメイトに対応した簡易トイレがない場合は洋式トイレ、椅子、台、手洗い場、洗浄剤、ごみ袋などを活用して装具を交換する。

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 対応方法（ソフト）
 - 簡易発電機（電磁波）の近くにペースメーカーを利用されている人が近づかないよう、貼り紙などで注意を促す。
 - 人工透析を必要とする人や、インスリンを必要とする人などは、継続的な治療が必要なため、早期に医療機関と調整し入院などの手続きを行う。
 - 内部障害のある人の中には医薬品の枯渇が命に関わる場合があるため、

個別のニーズを把握し、それらの情報を医療機関と共有し、いつでも手に入るかなど正確な情報を利用者に伝えることが大切

- オストメイトの利用者は、専用の装具を自宅やそのほかの場所に備蓄されている場合があるため、備蓄の有無を確認のうえ専用の装具の確保を支援する。備蓄がない場合は、専門機関などと連携し専用の装具を確保する。
- 医療機関などの巡回診察を実施する。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- 医療機関関係者 • 保健師 • 関係支援団体など

☆ 少し気遣って・・・

- 内部障害は外見から判断が難しいため、外見だけで判断せず、積極的にできるだけ多くの避難者に声掛けを行いニーズを把握することが大切
- 塩分など食事制限が必要な人もおられるため、食事の提供にも注意が必要

6 知的障害・精神障害・発達障害のある人

(1) 避難所で困ること

- 外見からは障害の有無が判断しにくいいため周りから誤解されやすい。
- 突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- コミュニケーションが苦手で、困っていることがなかなか伝えられないことがある。
- あいまいな表現が分かりにくい場合がある。
- 読み書きや計算が苦手な場合がある。
- 不安になり、パニックになる場合がある。
- 急激な環境の変化への順応が特に難しい。
- 時間の感覚が分かりにくかったり、特定の音が不快になる場合がある。
- 避難所でじっとしていることが難しい場合がある。
- ストレスに敏感なことが多く、症状が悪化する場合がある。
- 集団生活のペースやルールについていけない場合がある。
- 常時服薬している薬の確保が必要な場合がある。(症状の悪化を懸念)

※ 認知症の人への対応については、p.30参照

(2) 必要なもの・体制

- ・ 【コミュニケーションボード】⇒ p.34を参照
- ・ 【落ち着ける場所】⇒ 静養室（福祉避難コーナー）やアウトドアを活用
- ・ 医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ソフト）

- ・ 状況によって対応方法は変化するが、基本は本人が伝えたいことをゆっくりと聞き、本人を尊重しながら、「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」など「わかりやすい言葉」で接する。（あいまいな表現はさけ、コミュニケーションボードなどを活用するなど。）
- ・ できるだけ一人にしないように努める。
- ・ 避難所が広く、自分の居場所が十分に理解できない場合は、間仕切りなどをつくり、椅子や座布団で居場所を明確に示す。

- 人によっては音・光・広さ・温度・湿度などが強い刺激となる場合があるので注意する。
- 急激な環境の変化でパニックになる人もおり冷静になれば落ち着くため、パニックをおこす前に騒がしい場所から離れた静養室などで対応する。（空き教室を優先的に活用し、確保できない場合は福祉避難コーナーの静養室や簡易テント、車などのアウトドアも活用し対応する。）
- 服薬している人は薬がなくなることへの不安を抱く場合があることから、通院が中断した人には、本人や家族などに状況を確認したうえで、医療機関に連絡し、薬品や治療の手配などを行う。
- 配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。
- 掲示板はできるだけやさしい日本語で記載し、難しい漢字には振り仮名をふる。

（４）必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- 特別支援学校教諭 ・ 社会福祉士 ・ 知的障害者施設などの従事者
- 精神科医 ・ 保健師 ・ 看護師 ・ 精神保健福祉士
- 臨床心理士などのカウンセラー ・ ホームヘルパー など

☆ 少し気遣って・・・

- 家族などと一緒に生活できるような安心できる環境が何より大切
- 避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障害の特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報の取り扱いに十分に注意する。
- 案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろうろしている人がいたら、積極的に声掛けを行う。
- 支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行い、孤立しないように注意する。
- 本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩に誘うなども有効

7 難病者・希少難病者

(1) 避難所で困ること

- 人工呼吸器装着者は電源の確保が命に繋がることから最優先の救援が必要
- 難病の症状は千差万別で四肢、内臓、視覚、聴覚などに現れ、それらが複合している場合もあり、個別にケアが必要なため医療機関との連携が不可欠
- 症状が日によって一定でなく外見で判断がしにくいいため、休まれているとき、他人から誤解を受けやすい。

※ 難病者・希少難病者とは・・・

原因不明、治療方法が未確立であり、後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。また、治療が長期にわたり、経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭や、精神的にも負担の大きい疾病。

疾病により状態が様々で個別の対応が求められる。(筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器など内部障害のある人、視覚障害のある人など)

(2) 必要なもの・体制

- ・ 【特殊な薬剤】や【医療的な器材】など関係機関から早期に入手
- ・ 【医療機関】【難病支援団体などの関係機関】との連絡連携体制を構築
- ・ 【静養室】 ⇒ 福祉避難コーナー（体調が優れない場合）

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 対応方法（ソフト）
 - ・ 人工呼吸器を装着している人など、専門的な医療ケアが緊急に必要な人は、医療機関などとの連携のうえ早期に移送する。
 - ・ 難病かどうか判断が難しいため、本人に聞き取りのうえニーズを把握し、状況によって必要な設備の設置や関係機関への協力要請など対応を行う。
 - ・ 医療機関関係者の巡回の実施を継続的に行う体制を築く。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ 医療機関関係者 ・ 保健師 ・ 重度障害者の施設職員
- ・ 難病支援団体 など

☆ 少し気遣って・・・

- 大勢の避難者の中で自身が難病であることを自己申告することは非常に難しい。外見だけで判断せず、できるだけ多くの避難者へ「何か困ったことはありませんか」など積極的に声かけを行い、難病者を早期に把握することが重要
- 医薬品の枯渇が命に関わる人がいる。そのため、「医療薬品」の利用者のニーズ、それらと関係医療機関と連携し、医療薬品の入手方法、時期などの正確な情報を把握し、伝えることが必要

8 妊産婦・乳幼児

(1) 避難所で困ること

- プライバシーを守れる場所（授乳室・オムツ交換室）が必要
- 妊婦は転倒するとかなり危険。特に階段を降りるときが危ない。
- 妊婦はトイレが近くなることがあり、かがむ必要がある和式トイレの利用が難しい。
- 妊娠初期の人は見た目で見分けにくいいため、体調の悪化など見逃しやすい。
- 乳児のための必需品不足（粉ミルク・おむつ・おしりふき など）
- 幼児が遊ぶスペースがない。
- 子供が複数いる人への支援不足

(2) 必要なもの・体制

- ・ 和式トイレしかない場合は、【洋式の簡易トイレ】を設置
- ・ 【粉ミルク】 ⇒ ない場合はおもゆ（薄いおかゆの上澄みのこと）を活用
- ・ 【離乳食】 ・ 【おむつ】 【乳幼児の着替え】
- ・ 【さらし】 ⇒ 「おんぶひも」や「ガーゼ」にも代用可能
- ・ 【更衣室・授乳室・育児コーナー】 ⇒ 福祉避難コーナーを活用
- ・ 【洗濯物を干す場所】（テントなどを活用する。）
- ・ 【医療機関】 【助産師などの関係機関】 との連絡連携体制を構築

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 避難環境の整備（ハード）
 - ・ 床にものがあったり、ぬれていると転倒の危険性があるので、床面の状況に常に注意する。
 - ・ トイレに近い人はトイレに距離が短い場所をスペースとして確保する。
 - ・ 授乳室の設置が難しい場合、傘などを活用して目隠しを行うことも有効
- 対応方法（ソフト）
 - ・ 乳幼児のアレルギーを事前に家族に確認し対応する。
 - ・ 身体が冷えないようにカイロの活用などの対策を講じる。
 - ・ おむつがない場合、タオルを代用する。

- おまるなどがない場合、バケツ（ない場合は買い物袋（ナイロン））に新聞紙やトイレットペーパーを濡らして入れて用を足す方法も有効
- クーラーボックスや衣装ケースなどを活用し赤ちゃんのお風呂として代用
- 哺乳瓶の煮沸消毒や薬液消毒ができない時は、不衛生な哺乳瓶は使用せず、使い捨ての紙コップなどを活用して少しずつ飲ませる。調乳でペットボトルの水を利用する時は硬水（ミネラルが多く含まれる水）は避ける。
- 不安な症状があれば、専門員などに相談する。
- 医療機関などの巡回診察を実施する。

（４）必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- 助産師
- 医療機関関係者
- 保健師
- 保育士

☆ 少し気遣って・・・

- 泣いている赤ちゃんがいた場合、「お互い様ですよ」など思いやりの心でご家族に接する。
- 男性には相談しにくい問題もあるため、妊産婦にはできるだけ女性の支援者が声をかけることが望ましい。
- 育児コーナー（福祉避難コーナー）は就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。
- 子どもが子どもらしく過ごせるように、おもちゃやおかしなどを確保し、居住スペース以外での遊び場を設ける。
- 子どもが危険な場所（物資置き場やゴミ捨て場など）に立ち入らないように、子どもにも危険な場所がわかるサインなどを活用し対応する。
- 子どもの夜泣きなどがあった場合、すぐに外に出ていけるよう動線（光るラインなど活用）を確保する。

9 外国の人

(1) 避難所で困ること

- 避難所内の生活ルール、行動ルールがわかりにくい。
- 言葉の壁で情報が得られないため、周囲とも意思疎通が難しい。
- 宗教や習慣の違いで誤解などが生じることがある。
- 避難所から母国（家族など）に国際電話ができず連絡がとれない。

(2) 必要なもの・体制

- ・【コミュニケーションボード】を活用 ⇒ p.34を参照
- ・【支援ネットワークの構築】メールなどにより遠隔地からサポートを受ける（他地域の自治体や国際化協会、NPO、外国語大学など）
- ・【多言語支援センター】※の設置を検討
⇒ 日本語を母語としない被災者に対象を絞って支援活動を行う組織

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 対応方法（ハード）
 - ・ スマートフォンなどを活用した翻訳機を活用する。
 - ・ 国外との通信手段の設置（国際通話できる電話、パソコン など）
- 対応方法（ソフト）
 - ・ やさしい日本語や、ボディランゲージ・サインを活用し日常生活に必要な情報を伝える。
 - ・ 「外国の人（住民・観光客）も利用できる」ことを避難住民に伝える。
 - ・ 避難所入口看板、各種張り紙はサインを中心にわかりやすく表示する。
 - ・ 宗教上食べられない食材などを本人に確認して食料配布など対応する。
 - ・ 避難所を巡回する場合、外国の人特有の課題に留意し対応する。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- 通訳者（被災地で活躍する多言語で通訳できるボランティアなど）
- 「多言語支援センター」の設置

☆ 少し気遣って・・・

- 「外国の人だから特別扱いされている」と周囲から思われたいよう、対応する場合には皆のいる場所で行うなど注意する。
- 簡単な英語ができる外国の人には、日本旅行のガイドブックなどを活用しながら会話をする方法も検討する。

10 支援が必要なけが人 ※入院が必要でないけが人

(1) 避難所で困ること

- 平常時は問題なく生活を送れる人も、けがをして動作に制限があったり、一時的なショックを受けている場合がある。
- けがの痛みやその状態に慣れていないため、少しの動作も非常に時間がかかったりできない場合がある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【車いす】※ノーパンクタイヤが望ましい
- ・【車いすのメンテナンスキット】・【杖】・【簡易トイレ】・【紙おむつ】
- ・【おしりふき】・【簡易ベッド】・【ストロー】・【食事器具（スプーン）】
- ・【医療機関との連絡体制の構築】
- ・【静養室（短期）・ベッドルーム】 ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備（ハード）
 - ・ 移動に必要な補装具（杖・車いすなど）を配布
 - ・ 車いす利用者がある場合、居住スペースはベッドルームを活用する。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットをおくなど工夫する。
- 対応方法（ソフト）
 - ・ けが人は救護所で処置を行う。医療的な対応が必要な場合は医療機関などと調整のうえ移送する。医療機関などの巡回診察も併せて実施
 - ・ 和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も活用できる場所へ配置する。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ 医療機関関係者 ・ ホームヘルパー ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員 ・ 社会福祉士 など

☆ 少し気遣って・・・

- 移動が困難な場合は、その状況に合わせて居住スペースを、通路側や窓口、出入口・トイレに近い場所に確保する。
- けがをしたときは誰もが心細くなるため、「大丈夫ですか」などの声掛けを定期的に行うなどで安心につながるため、できるだけ孤立しないように注意する。
- けが人ではないが、被災の影響でメガネなどをなくした人は、一時的に視覚に支障がでる場合があるため注意する。

IV 案内表示について

○ サインの基本的な考え方

避難所において要配慮者に対応した設備が一目でわかるよう、「福祉避難コーナー設置避難所」と「福祉避難コーナー」のサイン（シンボルマーク）を作成しました。ここで紹介しているサインを活用しながら、だれにでもわかりやすい案内表示を心がけましょう。

1 共通のサイン

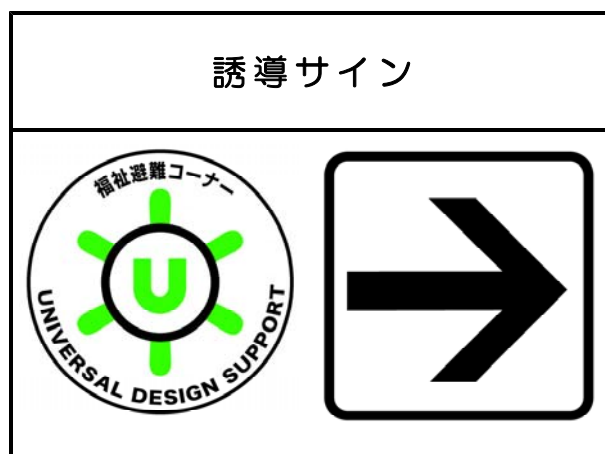
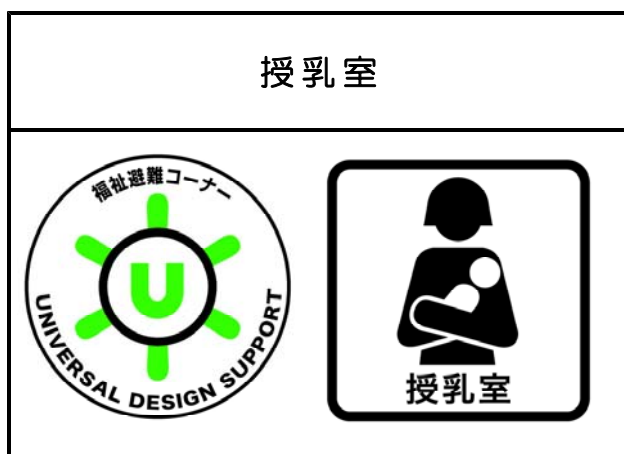
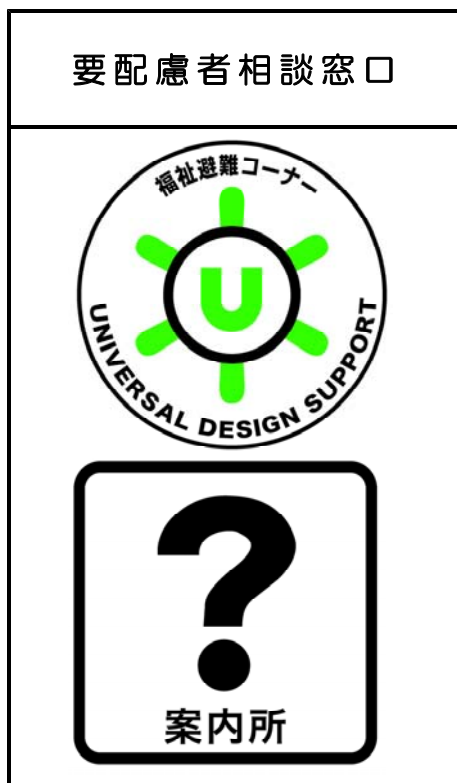
「福祉避難コーナー設置避難所」	
The sign features a black archway containing six green icons: a person with a cane, a woman with a stroller, a person with a heart symbol, a person with a cane, a person in a wheelchair, and a person with a stroller. Below the icons, the text reads '福祉避難コーナー' and 'UNIVERSAL DESIGN SUPPORT'.	<p>一次避難所において、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置や人材の配置がされた避難所のサインです。各々の地図や避難所の入口に貼るなど活用してください。</p>

「福祉避難コーナー」	
A circular logo with a green gear-like shape in the center containing a white 'U'. The text '福祉避難コーナー' is at the top and 'UNIVERSAL DESIGN SUPPORT' is at the bottom.	<p>避難所内で、福祉避難コーナーなど要配慮者のニーズに対応した設備を表したサインです。このサインと静養室や授乳室などのマークと組み合わせることで、要配慮者のニーズに対応したコーナーがわかりやすくなります。組み合わせ活用例は</p> <p>※ ⇒ p.51 参照</p>

「ユニバーサル社会へのかじ取り」を表しています

2 組み合わせ活用（例）

「福祉避難コーナー」のサインといろいろなマーク（要配慮者相談窓口や静養室など）の組み合わせの例を紹介します。



○ このほかにも組み合わせによってさまざまな活用が期待できます。

検討にあたって

京都府が実施するユニバーサルデザイン推進事業について、幅広い分野から意見を聴くための会議（あったか京都推進会議）において、各委員に意見を頂いたうえで、京都府が策定しました。

○ あったか京都推進会議委員（京都府のユニバーサルデザイン検討会議）

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
入江 美津子	（社）京都府建築士会
岡本 民夫	同志社大学名誉教授
小谷 節子	（社）京都ボランティア協会相談役
関根 千佳	同志社大学教授
谷口 明広	愛知淑徳大学教授
奈良 磐雄	（社）京都デザイン協会理事長
宮本 隆司	（福）京都府社会福祉協議会常務理事

○京都府福祉のまちづくり条例（抜粋）

平成 7 年 3 月 14 日
京都府条例第 8 号

（階段）

第 28 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等（以下単に「高齢者、障害者等」という。）が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- （1）踊場に手すりを設けること。
- （2）段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で知事が別に定めるものには、点状ブロック等（令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。
- （3）主たる階段は、回り階段でないこと。

（平 16 条例 26・追加、平 18 条例 37・一部改正）

（便所）

第 29 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 令第 14 条第 1 項第 1 号の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

- （1）便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。
- （2）便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とし、車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

3 前項の車いす使用者用便房のうち 1 以上（便所に男子用及び女子用の区別があり、かつ、男女共用の車いす使用者用便房が設けられていない場合にあつては、それぞれ 1 以上）の内部は、その幅又は奥行きを 180 センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を 3.6 平方メートル以上としなければならない。

4 令第 14 条第 2 項の規定により設ける床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち 1 以上に、手すりを設けなければならない。

5 第 1 項の便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ 1 以上）に、手すりを設けなければならない。

6 第 1 項の便所で腰掛便座を設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ 1 以上）に、手すりを設けなければならない。

7 第1項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。

8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても、同様とする。

（平16条例26・追加、平18条例37・一部改正）

（浴室等）

第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (3) 出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、85センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（平16条例26・追加、平18条例37・一部改正）

（駐車場）

第31条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が50台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

- (1) 全駐車台数が50台を超え200台以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数
- (2) 全駐車台数が200台を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数

（平16条例26・追加、平18条例37・一部改正）

（移動等円滑化経路）

第32条 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口で直接地上へ通じるもののうち1以上は、建

建築物の主要な出入口とし、その幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、回転形式としないこと。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の幅は、130センチメートル以上とすること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かご内の左右両側に、手すりを設けること。

イ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

ウ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

エ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。

オ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

キ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

(6) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、130センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 手すりを設けること。

(オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

2 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上は、令第18条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。

(1) 建築物(第25条各号に掲げる特定建築物を除く。以下この項において同じ。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(令第18条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該特定利用居室までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 特定利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路

(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

3 前項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号に規定する基準によることが困難である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

4 移動等円滑化経路又は第2項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第6号に規定する基準によることが困難である場合における同項又は第2項の規定の適用については、令第18条第1項第1号及びこの条第2項第1号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、令第18条第1項第2号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

5 第2項各号に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(平16条例26・追加、平18条例37・一部改正)

(出入口までの経路)

第 33 条 道等から建築物の主要な出入口（所管行政庁（法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては、当該敷地内の当該建築物の案内設備）までの経路のうち 1 以上は、令第 21 条第 2 項各号に掲げるものでなければならない。この場合において、同項第 2 号ロ中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは、「知事が別に定める部分」とする。

（平 16 条例 26・追加、平 18 条例 37・一部改正）

（共同住宅等に係る基準の特例）

第 34 条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

（1）共同住宅若しくは寄宿舎又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。）を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路

（2）共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあっては、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

（3）共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から住戸等までの経路

2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。

（1）当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

（2）当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、80 センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあつては、90 センチメートル）以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（3）当該特定経路を構成する廊下等は、令第 11 条各号（共同住宅又は寄宿舎にあつては、同条第 1 号に限る。）及び令第 18 条第 2 項第 3 号に掲げるものとする。

（4）当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア 令第 13 条各号（共同住宅又は寄宿舎にあつては、同条第 4 号を除く。）及び令第 18 条第 2 項第 4 号に掲げるものとする。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

（5）当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するエレベーターその他の昇降機

を除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア 令第 18 条第 2 項第 5 号 (チを除く。)に掲げるものとする。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客室」とする。

イ [第 32 条第 1 項第 5 号](#) (コを除く。)に掲げるものとする。

(6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第 18 条第 2 項第 6 号に掲げるものとする。

(7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第 16 条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。

ア 令第 18 条第 2 項第 7 号ロ及びハに掲げるものとする。

イ [第 32 条第 1 項第 6 号](#)ア及びイの (ウ) から (カ) までに掲げるものとする。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 130 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。

3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第 7 号の規定によることが困難である場合における前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路若しくはその一部又は[第 32 条第 2 項](#)の規定により令第 18 条第 2 項及びこの条例[第 32 条第 1 項](#)の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前 3 項の規定は、適用しない。

(平 16 条例 26・追加、平 18 条例 37・一部改正)